3. 税金や保険料等の猶予

▼令和2年5月発行

「新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ【第2報】 | の3ページ 『水道料金・下水道等使用料支払猶予』の猶予対象月を拡大しました。

水道料金・下水道等使用料を 支払猶予します



上下水道部経営課 ☎42-1130 各総合支所市民サービス課

●水道料金・下水道等使用料の支払猶予とは 下記の「対象となる方」の4月~8月請求分 の使用料の支払いを猶予するものです。

●対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、生活 福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合 支援金の特例貸付を受けた方

●申請期間は

各月納入期限日まで

●猶予される期間は

各月納入期限翌月の月末まで

●申請に必要なもの

申請書、印鑑、貸付決定等がわかる資料

国等において実施する主な支援

雇用調整助成金の拡充

【厚生労働省】

雇用調整助成金の日額上限の引き上げや助成率の拡充等

■申請・問合せ先 築館公共職業安定所

電話:0228-22-2531

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)

【厚生労働省】

休業期間中の賃金支払いを受けることができなかった中 小企業の労働者に対し、労働者からの申請により、支援 金を支給

■所管部局等

職業安定局雇用保険課 電話:03-5253-1111

(代表)

家賃支援給付金

売上の急減に直面する中小企業等に対して、支払家賃の 一部について、給付金を支給

■所管部局等

中小企業庁総務課

電話:03-3501-1768

農林漁業者の経営継続補助金

【農林水産省】

【経済産業省】

花き等を含む幅広い農林漁業者を対象として、新たな販 路開拓や最新の農業機械の導入などを通じて、事業の改 善を図る農林漁業者を支援

■所管部局等 経営局経営政策課

電話:03-6744-0576

宮城県中小企業等再起支援事業補助金

【宮城県】

業況の悪化に直面する中小企業等を対象として、早期の 再起を図るために販路開拓や生産性向上、感染防止対策 などの取り組みを支援

■申 請 先 北部地方振興事務所

栗原地域事務所

電話:0228-22-2195

■問合せ先 宮城県中小企業等再起支援

事業相談ダイヤル

電話:022-211-3337

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

URL https://www.kuriharacity.jp/ ■栗原市ホームページ

「編集・発行」 栗原市企画部市民生活再生推進室 〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号 電話:0228-22-1125 FAX:0228-22-0313